

午前九時五十九分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、あらかじめおことわり申し上げます。

本会議場の左側の壁面に設置しております出席議員数をお知らせする表示板が故障しております。部品等の交換に相当の時間を要するとされておりますので、今議会中は、この状態で御了承願いたいと思います。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○二十四番（泉 武弘君） 浜田市長になりましてから、初めて議場で浜田市長の基本的な考えをお聞きするわけです。提案理由の説明を、何回も熟読させていただきました。

「『清くまじめでわかりやすい政治』、『市民が参加できる政治』、『国際交流を深める政治』の実現に向け全力を挙げて取り組んでまいります」、このように所信を述べられています。私が、この提案理由、議案の提案と同時に所信を読ませていただいた中で、気持ちそのものは理解できるけれども具体策に乏しいな、この感を払拭できないわけです。

それで、私は前の四年間、行財政改革に取り組んできましたので、この行財政改革に関するくだりについて、もう少し具体的に年次を定めてその実現方をどうするのかという提案があるのかと思って期待しておりましたけれども、それを見ることができない。いささか残念な気がしますけれども、今議会で市長の腹藏ない行革に対する意見を聞いてまいりたい、このように考えております。

さて、この提案理由の中で、「清くまじめでわかりやすい政治」ということを片方で掲げながら、私のような浅学の者にとってなかなかわかりにくい言葉がめぐらされているな。この項は、二ページのこの部分です。「この課題への積極的な取り組みの第一弾として、『まちおこしリーダー』、『イベントプロデューサー』、『温泉ヘルスコーディネーター』、『女性リーダー』、『都市工学デザイナー』、『国際観光アナリスト』」と。得意の分野かもしれませんが、横文字が網羅されております。これについては、先ほどおことわりしましたように、浅学なるがゆえにこの意味を取り違えてはいけませんので、今言ったものの中で、「国際観光アナリスト」とか「イベントプロデューサー」、それから「温泉ヘルスコーディネーター」、「都市工学デザイナー」、これらはどのような意味で使われたのか、これを後刻説明願いたいと思います。

さて、本予算の質疑に入ります。

本補正予算二億五千万の中で見ますと、負担金、補助金それから交付金、財産売り払い収入等が主なものになっています。これは、地方自治法の中で本予算に対する補正予算の

位置づけというものがなされていますけれども、まさに自治法上の本予算に対する補正予算の仕組みそのままだと思いますけれども、どなたが御答弁になるか知りませんが、補正予算の仕組みというものの、補正予算を組む目的というものは、自治法上でどのように位置づけられておるか。ここから、まずきょうは御答弁を願いたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えをいたします。

補正予算の意義ということにつきましては、地方自治法の二百十八条にございますが、予算調整後に生じた調整後のいろいろなことが、その後起こってまいります、その後に生じた事由に基づきまして、既定の予算に追加して計上するというような趣旨となっております。

○二十四番（泉 武弘君） 補正予算本来の目的は、二百十八条に示されているように、既決予算に増減が生じた場合、これが第一点ですね。それから、既決予算を社会情勢の変化によって一部変更しなければいけない場合、これが補正予算の編成の目的として自治法上で定められておるわけです。ゆえに予算書を見ますと、補正の中で、先ほど言いましたように負担金、交付金、補助金、こういうものがメジロ押しになっている。この二億四千万の大部分が国庫支出金、国庫補助金、県支出金、負担金、こういうもので編成されておるわけですね。

この中で、今回まちづくり支援事業、別府八湯支援事業という補助金が、議案として提案されています。この補助金について、補助金全体を前の四年間で一括して聖域なき見直しをすると。補助金については聖域なき見直しをする、これが行革の方針になっていますが、この四年間の方針に変更があったのかどうか、まずこれから御答弁ください。

○企画財政部長（須田一弘君） 行政改革の推進計画の中で補助金の見直しという項目が掲げられておまして、これにつきましては、平成十二年度までの四カ年計画ということでございますが、その後、なかなかはかどってない部分につきましては、引き続いてその課題の解決に向けて努力するというところでこれまで取り組んでおまして、このことについては何ら変わることはございませんし、さらに、今後、行政改革大綱の見直しということで、現在、審議会を設置して見直しの作業を進めておりますが、これらのことを踏まえながら、新たな行政改革大綱もつくってまいりたいということで臨んでまいりたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 部長、今答弁いただいたものでは、全く説得力を持ち得ない。当初、経常経費の比率が、従前どおりの計算しますと九一・五ぐらいの比率なので。この経常収支比率の計算方式が変更になりましたから、これは若干数値下がって八九・数%ということですが、この中で補助金の見直しというのは、大変大きな命題として上がっているわけですね。まず、そこの別府市のかつて四年間に行政が示してきた方針である補助金という見直しをやらないうちに、新たな補助金の予算が計上されるということは、別

府市の方針を変更したのかどうか。これだけ御答弁ください。

○企画財政部長（須田一弘君） 補助金の見直しにつきましては、過去、行革の推進計画の中でも行っておりますし、今後もやはりそういう姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 僕が聞いたのは、四年間示されてきた補助金の抜本的な見直しという路線を変更したのですかと。この補助金の見直しが完了しないうちに、次の補助金というものが交付されるということは、過去の別府市の方針を変更したととられても仕方ないのではないのですかと。変更したのですかと。あの方が変更してないといえ、変更してない。変更したのだったら、変更したでも構わない。「わかりやすい政治」を市長が挙げているわけですから、言を左右せずに、変更だったら変更でいい、変更する理由があれば変更すべきだから。そこを明確に答弁してください。

○企画財政部長（須田一弘君） ただいま議員のおっしゃられた方針の変更があるのかわいということですが、これについては、方針の変更がないというふうに、私どもはそういう考えであります。

○二十四番（泉 武弘君） 地方財政法の中の年度間調整、これについて単年度総計予算主義ではなくて、予算の編成に当たっては数年度の年度間を見通した財政の見通しを立てなければいけない、こうなっているのですね。これから見ていきますと、別府市の補助金額から見て、当然そこらの補助のあり方、補助効率、こういうものの精査・総括というものが終わってから私はこの補助金というのは、本来財政運営上計上すべきであったなというような気がしてならない。その補助金の内容がいいか悪いかの私は議論をしているのではない。別府市の今までの流れとして補助金というものが当然見直し対象になっている中で、その総括が終わらないうちに補助金を今回上げてきた。これは別府市の方針に違背しているのではないかという気がしているわけです。

今、部長から、これは補助金の交付に対する変更ではないという答弁がありましたから、それはそれであなたの考えだとしておきますけれども、一般質問の中でこの問題をさらに深く掘り下げてやりたいと思います。

さて、今回の「別府八湯まちづくり支援事業」、これに対する補助金が計上されておりますが、これを補助すべき対象、補助期間、こういうものについてまず御説明を願いたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

別府八湯のまちづくり支援事業の補助金でございます。仮称ですけれども、「別府八湯まちづくり推進協議会」を設立しまして、別府の顔であります別府八湯にちなんだ個性的なまちづくりを実施するグループから、まちづくり事業の企画提案を公募しまして、それを審査し、受かった事業に対し別府市が交付する補助金となっております。

別府市では、この補助金を市民参加のまちづくりに対する支援策の第一歩としまして、別府の活性化を図るために今後も積極的にまちづくりグループをバックアップしていきたいというふうに考えております。

それから、補助対象となる事業ということでございますけれども、具体的な審査基準等につきましては今詰めておりますけれども、別府八湯の活性化につながるようなイベント等のソフト事業が主な対象となるというふうに思っておりますけれども、ソフト事業に付随しましたハード事業、また別府八湯という地域にこだわらない柔軟な対応が必要だというふうに考えております。

それから、補助金額ということでございますけれども、一事業当たり上限を六十万、補助率の五分の四を補助したいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） この補助の対象となる事業を私なりに調査しましたところ、地域子育て事業、高齢者福祉施設における交流事業、世代交流イベント、環境美化運動、防災マップづくり、安全安心まちづくり、地域資源マップの作成、空き店舗を活用したチャレンジショップ、物づくり体験工房、街角コンサート、伝統芸能踊り等伝統文化の保存、こういうものが対象事業として考えられると思っておりますけれども、私の考え方に間違いがないかどうか御答弁をください。

○企画調整課長（安波照夫君） このまちづくり支援事業でございますけれども、平成十三年に総務省がつくっております「わがまちづくり支援事業」という形の中での流れの一つと、私たちもとらえております。今、議員がおっしゃられましたことも当然入ると思っておりますけれども、今回の「別府八湯まちづくり支援事業」は、まず第一弾としてそういうサブテーマをつけたという形になっております。当然これが一〇〇%の完成度ではないというふうに私たちも考えておりますので、もろもろの御意見を伺いながら、また、今から規約等について審議して決めるわけですけれども、そういう中でどういう形にするかというふうなことは十分協議したいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） この総務省が進めている、「わがまちづくり支援事業」とは別次元の事業であるというふうに考えていいですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 別次元ということではありませんで、当然、「わがまちづくり支援事業」は、昭和六十年ごろから延々とまちづくりのための支援事業として総務省が事業を進めていますので、それが、いろんな時代によっていろんな言い方になったというふうに考えております。十三年度に、今いいましたように、「わがまちづくり支援事業」という形になりましたので、当面、私たちは、これは交付税措置という形の事業でございますけれども、他市の状況から見ますと、取り組みがちよっとおくられているというような気持ちの中で、その「わがまちづくり支援事業」の一環としてとらえているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今回、この支援事業そのものの位置づけが、別府市独自の八湯の支援事業なのか、総務省が進めているまちづくり支援事業なのかということを確認に分けておかないと、また一体化しておかないと、今後において混乱が生じてくると思うのですよ。今回の上程の仕方そのものを見ても、大変きょうは言い方は悪いけれども、にわかづくりみたいな感じがするのですよ。支援対象事業をどういう範囲の中に絞り込んで、今後対象として上げていくのが一つ。

それでは、もうちょっと聞きますけれども、この支援事業を主催する、あなたたちがプロデュースされる協議会。協議会というのはいまできているのですか。予算はもう、整理が終われば議決しなければいけない。まちづくり支援の推進協議会というのはいまできているのですか。予算を上げているというのは、そこに受け皿というものが当然なければいけません。予算、そこらはいまできているのですか。

それから、この補助の対象は新規事業だけなのか。今までまちづくりをやってきた事業にも関連するのか。ここらをみんなにわかりやすく説明してください。

まず第一点、先ほど言った政府が進めている「まちづくり支援事業」と、別府市の「別府八湯」の支援事業との整合性の問題、区分の問題。ここらをちょっと明確にしてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

総務省が進めております「わがまちづくり支援事業」とこの「別府八湯まちづくり支援事業」とは、どういう違いがあるのかということでございます。先ほど説明しましたように、十三年度から始まっています「わがまちづくり支援事業」の第一弾のテーマとしてそういう「別府八湯」というテーマをつけさせていただきましたが、そういう流れの中の一部というふうに私たちはとらえて、この支援事業をしたいというふうに考えております。（「協議会の立ち上げは」と呼ぶ者あり）

それから、別府八湯の「まちづくり推進協議会」は立ち上がっているのかというふうな御質問であります。この協議会は、この予算を認めていただきますと、「まちづくり推進協議会」という名前の中で、七月の上旬にも立ち上げたいというふうに考えております。（「補助対象事業は。新規だけではなくて」と呼ぶ者あり）

補助対象事業ということでございますか。（発言する者あり）

○二十四番（泉 武弘君） 今、四点にわたってお伺いした最後は、今回の補助対象事業は新規事業だけなのですか、それとも、まちづくりをやっている既存の団体についても対象になるのかということをお尋ねしているわけですね。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

これも協議会の規約において決定される事項ということになりますけれども、基本的には新規事業が、私たちが求めておる部分でございますが、既存の事業でありましても、実

績がありましたり、地域の活性化に寄与しているというふうな客観的に認められるものにつきましては、グレードアップの観点からも補助対象とすることが可能であるというふうにご考えておるところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長ね。初めてあなたが予算として私ども議会に提案をいただいた、この「まちづくり支援事業」ですね。これが、今の質疑の中で政府の「まちづくり支援事業」の一環として考えていると、こういう今、御答弁があった。それで、支援事業を見ますと、地域子育て事業と高齢者福祉施設における交流事業とか、「別府八湯」というものを冠にいただかなくても、「まちづくり支援事業」という事業名でいいのではないかと。新聞で報道されたときに、「別府八湯まちづくり支援事業」というのが新聞に報道されましたね。なぜ八湯だけなのかな。別府市において地域づくりに努力している方はたくさんいるのにという思いがあった。だから、あえてきょうの質疑をさせていただいたのですが、やはり提案に当たっては、こういう「八湯まちづくり支援事業」というネーミングをつけるからには、総務省との整合性の問題、それから、今までの既存団体等の問題、それから、今言う協議会、一番大事な協議会ですね。協議会の立ち上げがどこまで行っているのか、内規はどうなっているのかという問題を十分精査した上で議会に提案をしてほしい、このことだけ。初議会ですからこれ以上深入りをしませんけれども、やはり議員は、あなたも議員を五十四年から私は御一緒させていただきましたけれども、議決の苦しさを一番知っているはずで。我々が議決をするに十分足りる資料等を議会側に十分提出して、そして、我々が、我々の予算審議に耐えるような内容のものを出していただきたい。この機会に、注文をつけておきたいと思えます。

さて、今回、小学校の建設契約が出ていますが、この問題についてお尋ねしたいと思います。契約検査課の次長お願いしたいのですが、今回の事件議案の中で、二つの学校の工事請負契約が提案されましたけれども、何社を指名して、予定価格は幾らであったものを何%の落札率でこれを落札したのか。この点を明確にさせていただきたいと思えます。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

指名業者の数は、いずれもおのおの五社でございます。予定価格にしましては、鶴見小学校の大規模改造が一億七千四百十六万円、落札率にしまして、六五%でございます。それから南小学校の屋内運動場が、予定価格が二億二千四百五十五万円で、落札の率は八三・九五%でございます。

○二十四番（泉 武弘君） これは、むしろ市長にお伺いすべきだと思いますが、今、全国の自治体の中で市だけで約七百ですが、電子入札制度ですね。これが十六年実施に向けて入札制度改革、これをやっている市もあれば入札制度改革にまだ着手をしてない市もあるわけです。これは、今、情報推進課の中で進めています高度情報推進化の中の一環として電子入札制度というものが当然視野に入っているもの。この入札制度改革について、市

長としていつごろこの制度改革の議論を内部で始めるのか。この点について市長の見解を答弁してください。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

平成十三年四月に入札契約適正化法というのが施行されまして、その中に四つの基本原則が明示をされました。まず一点目が透明性の確保、それから二点目が公正な競争の促進、それから三点目が工事の適正な施行の確保、それから四点目が不正行為の排除の徹底、こういったことが基本原則として明示をされました。この法律が施行されると同時に、適正化指針というものもあわせて策定をされまして、これは、義務づけが非常に困難なものについては、発注者側で努力をして実現をなささいよといったものでございます。この中に電子入札システムの導入というものがうたわれております。この電子入札に移行するためには、そこに至るまでに入札制度の改革というものを進めていかなければなりません。私も先進都市を調べてみますと、五本の柱を掲げてこれを進めております。まず一点目が談合のしにくい仕組みづくり、それから二点目が高値安定を防ぐ仕組みづくり、それから三点目が透明性・公正性を高める仕組みづくり、それから四点目が工事の品質を確保する仕組みづくり、それから五点目が入札事務の省力化、こういったことが掲げられております。すでに本市におきましては、実施をしているものもあります。

今後これらのことにより一層積極的に取り組みを行いまして、この電子入札制度を導入することによって、本市にとっては不正の起きにくい入札契約システムを導入していきたい、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 情報推進課の課長が議場に入っておられますので、ちょっと参考までにお尋ねしますけれども、この電子入札制度の導入をした先進都市の場合、電子入札によって落札率がかなり下がっています。この都市で電子入札導入によってどのくらいの税が節減できたのか、御答弁を願いたいと思います。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

電子入札でも全国的に最も進んでおります神奈川県横須賀市のインターネット、ホームページから出たデータでございますが、電子入札後かなりの金額が削減されております。それで、これは平成十四年度ですが、約十八億円になっております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、市長。横須賀市の落札率を当市の入札の金額に除して言っていきますと、大体、当市の場合に三億五千万から四億ぐらいの税金が、電子入札制度によって確保できる、このように実は私は試算をしているわけです。

そこで、あと、やるかどうかというのは市長の意思なのですね。この入札制度改革に着手して、平成十六年度の実施に向けてこれに取り組む意思があるのかどうか、これをこの機会に答弁してくれませんか。

○市長（浜田 博君） 電子入札制度につきましては、横須賀市等の例も、私も今資料を

取り寄せております。先ほど申し上げました談合の問題等々も含めまして、今、情報推進課さらには契約検査課で協議をしながら、十分に入札の制度の改革、事前にそのことから今取りかかっております。あと、まだ会社等の地域におけるコンピューターの研修とか、いろんな部類を事前に消化しなければいけない問題が多々あると思います。そういうことで電子入札については、私は今、十七年度を目途に何とかできないかということで精力的に取り組んでいきたい、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 年次を十七年度としたことは、理由は何ですか。

○市長（浜田 博君） 入札制度改革が事前にやはりきちっとしなくてはいけない、クリアしなければいけない問題がたくさんあるということでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 入札制度改革というのは、これは絶えずやらなければいけない課題なのですね。でき得れば十六年度からスタートできるように、ぜひとも内部協議を早く完了してほしい。それで、これは何も建設工事だけではなくて、物品の方のすべてにわたる部分ですから、これは行財政改革の一翼を担う大変重要な案件なのですね。このことについてぜひとも十六年度に実施できるように、私は強くお願いをいたしておきたいと思います。

さて、終わりに農林水産課の関係ですが、ザボン園に対する補正予算が、今回計上されておりますけれども、このことについて御説明を願いたいと思います。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

今度の補正二百万円につきましては、ことしの五月十三日及び十四日に大雨が降りまして、ザボン園の北側の斜面が一部崩壊をしております。その崩壊をした部分の復旧工事費として計上いたしております。

○二十四番（泉 武弘君） 今後、あのザボン園をどうするのですか。市としてこのザボン園を公営として維持していくのですか。営業していくのですか。そこらについて、皆さんはどのような判断をされているのか。今、皆さん方が持っているザボン園の経営存続についてどういうお考えなのか。これを明確に示してください。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

ザボン園につきましては、昭和三十七年四月に開園をしたわけでございますが、開園当時からいろいろないきさつがございます。また、ザボン園そのものの場所につきましても、はっきり申し上げまして、北向きの斜面ということで植物の育成には余り適してないとか、そういう諸々がございました。また、ザボンの収穫をした後の問題ですね。需要がどのくらいあるのかとか、そういうことも考えまして、最近では年間に約一万個の出荷等をしております。その中で、行財政改革の中でもこのザボン園のあり方につきましては、過去いろんな御意見を伺っております。

また、このザボン園の開園に当たりましては、野田地区の財産管理組合というのがござ



いますが、そこの話し合いの経過もございます。昭和六十年ごろでしたか、別府市の行財政健全化計画の中でもこのザボン園のあり方につきましては、過去検討されております。また、そのときの意見の一部といたしましては、野田地区の意見の一部といたしましては、廃園は好ましくない。また、廃園をするに当たっては、その開園の前の状態、つまりその当時は桜を植えて一部公園化しておりましたが、そういう状態に戻してもらいたいとか、いろんな御意見がございました。しかし、そういうことにはなかなかすぐにはならないということで、開園当時は五ヘクタールの面積で開園をしておったわけですが、現在は約半分の二・五ヘクタールに縮小しております。その縮小した中でザボンの育成を図っておりますが、そのザボンの管理をしている一委託をしているのですが、委託をしている職員もお年を召しております。私どもといたしましても、できればこの管理の部分だけでもどこか引き取ってもらえないだろうかということで、過去ずっと当たっているわけですが、なかなかこの運営の部分の委託先にも苦慮しているような状況でございます。

そういうことで今後につきましては、管理ができなければ、今よりもなおまた規模を縮小して、またそれと並行しながら新しき委託先を探すとか、そういう中でこのザボン園のあり方を検討してまいりたいというふうに思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 費用対効果、このことで行政を見ていくと、そこに費用対効果プラスの付加価値というものも視点には入れなければいけないけれども、このザボン園の収支状況を見ると、平成十三年度に収入が百三十七万六千円、支出が三百十六万、マイナス百八十万。平成十四年度、九十九万二千円の収入に対して支出が三百二十二万七千円、マイナス二百二十三万。僕が一番言いたいのは、ザボン園が北側の斜面にある。したがって、ここではなかなか管理・生産というものは思うに任せない。別府市としてザボンが必要であるとするならば、その必要なものに見合った生産効率が上がるような方法を考えるべきではないか。それを何も行政がやる必要はないのです。生産農家にそういう打診をすれば済むことであって、それに行政がすべて手を染めていくということにはならない。第一、「観光農園」、「観光ザボン園」と言いますけれども、観光客はほとんど行かないでしょう。車の乗り入れができない。観光客はほとんど行かない。それで現在は、ザボンについては市外から買っているわけでしょう。

市長ね、やはり改めるべきは積極的に僕は改めていいと思うのですよ。このザボン園について、野田地区の皆さんとの寄附を受けたときのいろいろの取り決めがあります。それはもう最大限尊重しなければいけませんけれども、行政として寄附を受けたけれども、その任に耐えられないというときがあれば、その寄附を受けたときの条件に沿ってお返すのも、一つの僕は方法だと思うのです。これについてできるだけ早い機会にザボンの生産を民間にお願いするのか、今までどおり行政がするのか、それで、今の場所でいいのか、

観光付加価値をどうするのか、こういう視点から、できるだけ早い機会に結論を導いていただきたい。このことを要望しておきます。

それから、一番最初に提案理由の説明について若干注文つけました。「国際観光アナリスト」、「コーディネーター」、「デザイナー」。「アナリスト」というのは、「分析」とか「解析」ということのようなのですね。私も語学に余り知識がありませんから、わかりませんが。これは微分・積分とか統計学上の場合に使うことが多いようです。そこで、「国際観光アナリスト」というものをこの機会に使うのかなという気がしています。それから、「デザイナー」にしても「プロデューサー」にしても、あえて横文字ではなくて、市長が「わかりやすい政治」ということを標榜するのであれば、まず提案理由の中からそのことを具現化していただきたい、このことを要望いたしておきます。

○二十六番（原 克実君） 今回の一般会計、補正予算、この中から何点かに絞って質問をさせていただきたいと思います。

私も今回、浜田市長になって初めての議案質疑でございますので、若干提案理由の説明ともぶれ合うことがあるかと思いますが、その点は御了承いただきたいと思います。

まず一点は、歳入の点から質問します。

歳入の中に、今回、歳入が二億四千四百九十万円ですが、その中の一部に土地売り払い収入の追加額として九千六十万六千円計上されております。この土地の売り払い収入は、どこを売り払った収入なのか。そしてまた、この売り払った目的、これについて御説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

今回の土地の売り払い収入でございますが、この件につきましては、北小学校の南側でございます。そこにあります、今回、大分県の施工の別府港の港湾の改修工事でございます。その道路として、臨港道路として土地を売却したものでございます。番地といたしましては、京町八八の四六二番地でございます。面積的には千三百三十四・四二平米でございます。この目的は、先ほど申し上げましたように、県の臨港道路ということで売却したものでございます。

○二十六番（原 克実君） この「臨港」道路ということですが、私は、日田「林工」の卒業です（笑声）。ちょっと違ったか。でも、この臨港道路は、それをしますと、今ここには国際交流会館がっております。それから若草港といいますが、湾岸事業が進められております。これの要するに道路だと思えますけれども、今までなかなかここが道路としての整備がなっていかなかった。この道路を整備することによって、この港湾事業も成り立つ、スムーズにいくということだと思えます。この臨港道路が、例えばこの土地の売り払いによって建設をされた場合、いつの完成時期なのか。そして、その後の管理は、県道として管理するのか。その点から、お知らせ願いたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

臨港道路としていつ完成するのか、それから管理はどうするのかということでございます。完成につきましては、今、県の方が用地の取得をいたしまして、早速工事にかかる段取りでございますので、平成十五年それから十六年にかけて完成するというふうにとらえております。

それから管理でございますが、当然臨港道路でございますから、全面的に県が管理をするということでございます。

○二十六番（原 克実君） そうすると、この港湾事業そのものは、何年度から何年度にかけてこの事業を遂行するのか、その点をお知らせ願いたい。

○都市計画課長（松岡真一君） 期間でございますが、一応平成三年からいろいろ計画から始まっております。最終的には平成十七年度の完成予定でございますが、これはいろんな予算の状況等もございますが、一応そういうことで事業が進められております。

○二十六番（原 克実君） ここはいろいろ曲折があった土地なのですけれどもね、海岸線。非常に今、国際交流会館が建って景観が悪くなったということもあるし、貴重なウォーターフロント、海岸線がそういうような形で本来の別府のために利用されていないというようなこともありました。でも、私たちは地元としては野口校区、北校区ですけれども、その海岸の整備の中でこの道路ができることは望ましいことだと思っております。今まで、国際交流会館ができて北浜温泉ができて、あそこは鎖を張って海岸線には車も行けない状態が続いておりました。今回、こういうふうにして県が臨港道路として建設をしていただき、管理をしていただくということになれば、やはり海岸線もきれいになるし、またあの周辺の環境もよくなるということで、私はいい方向だと思っております。

ただ問題は、北浜温泉ができるころは、国道十号線からの右折道路、いろんな問題が出てまいりました。でも今回この港湾が事業が進むにつれ、そしてまた国際交流会館ができますと、あそこに立派な信号ができて、右折道路がきちっとできまして、スムーズにあそこできるようになりました。やはり私たち地方自治体の事業を推進するときにはできないものが、国や県の事業をするとこれだけ違うのかなということを、今私は改めて感心して見ておりました。今回この土地売り払い収入が九千万、そしてまた、その目的が何のための目的かということでありますので、この予算については評価をしたい、このように思います。

次に、支出の面から民生費、質問をしていきたいと思えます。

この民生費の十九ページ、児童健全育成に要する経費の追加額百十六万九千円が計上されておりますが、これの内容について説明をしていただきたいと思えます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、御提案をいたしました児童クラブの委託料百十六万九千円でございます。今回、

去る四月でございますが、地元の方から放課後児童クラブの要望がございました。そういう中で教育委員会また地域の学校側、そういう準備が整いましたので、南幼稚園において放課後児童クラブの新設という委託料でございます。

内容につきましては、要望的には約三十名の児童が確保できるということ、それから開所日数の二百日以上ということで、国の事業百十六万九千円で委託料を計上したところでございます。

○二十六番（原 克実君） 児童クラブが、今回開所しました。これは、別府子育て支援計画の一環として児童クラブを、当初別府市にはおおむね二十カ所を目的に設置しておると思います。現在この児童クラブは何カ所開園して、例えば幼稚園を含めて学校内に設置している児童クラブは何カ所あるのか、その点をお知らせいただきたい。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、十四年度末で十三カ所でございます。それから、来月、亀川幼稚園で一カ所、それから南校区の南幼稚園で一カ所、計十三校区で十五カ所でございます。学校につきましては、現在、公立の幼稚園で五カ所昨年までしておりますが、今年度を入れますと七カ所ということになります。

○二十六番（原 克実君） 今回、十三校区の中で十五カ所に設置できるということですが、その中で小学校内に児童クラブがあるのは七カ所というのは、どういう理由ですか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、子ども、公立の学校につきましては、幼稚園を使用させていただいております。それ以外に、現在では民間の保育園また無認可保育所が五カ所、それから借家、個人の家を借りているのが二カ所。一カ所につきましては、公設公営、別府市の児童館内に設置をしております。

○二十六番（原 克実君） 本来、放課後の児童クラブ、これは学校教育にも十分関係があることですが、大分あたりは学童、要するに児童クラブ、これはほとんど学校区内にプレハブを建ててでも設置をしておる。別府市の場合は、半数以上が学校敷地内に児童クラブを設置してないこの要件。これは、どうも私は、余りいい方向ではないのではないかなと思います。というのは、これはほとんど児童クラブの本来はかぎっ子対策で、子育て支援の一環としてやっておるわけですから、本来、小学校の低学年が対象になるはずなのです。できれば私は、この児童クラブというのは、小学校内に設置するのが一番望ましいのではないかな、このように思うわけです。例えば民間の幼稚園、保育園、そしてまた、通常、借家までを利用しながら児童クラブをやっているところまで子供さんは移動せねばいかん。このあたりのやっぱり交通安全の面も配慮しなければいかんのではないだろうか。やはり学校の低学年の児童ならば、学校の中でこの学童クラブを運営することが一番子供にとっては望ましいし、安全な方法ではないかと、このように私は思いますが、い

かがですか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

議員さんが御提言されたとおりだと思います。現在の異常な非行等を考えますと、どういう事件が起きるかわからないという、こういう現状でございます。そういう中で、やはり学校の敷地内にそういう児童クラブが設置されることが一番望ましいというふうに思っております。現在、教育委員会等の協力をいただく中で、余裕教室を利用させていただいているというのが現状でございます。今後ともそういう部分で学校の敷地内に設置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） 現状としては、そういうことなのです。別府市は、最終的な平成十七年度までの児童クラブの目標数を二十と定めております。それからいきますと、結果的にはあと五つということになるわけですが、できるだけそういうふうな児童クラブの本来の趣旨を考えたときには、やはり私は、学校内に設置することが一番望ましい、このように思います。

ただ今回、市長が提案理由の説明の中でこういうことを述べられております。「地域の御協力と応援を得ながら、空き教室を利用した放課後児童クラブ、高齢者が気軽に集うことのできるサロンを開設し、開かれた学校づくりにも計画的に取り組んでいきます」と、こういう所信表明を述べております。このような市長の政治姿勢といえますか、これは私は高く評価したいと思います。ただ、今までの教育委員会の考え方、あり方が、私は通常の私たちの別府の社会情勢にどうもずれがあるのではないかな、このように思います。大分は、やはりそういうことはきちっと精査しております。この市長が提案するサロンの件も、これは熊本の例とかいろいろとりながら、議会で今まで何度も言われてきたことなのです。ところが、教育委員会としては、「空き教室はあるのではないですか」と言ったら、「いえ、空き教室はありません、余裕教室です」。「『余裕』と『空き教室』はどう違うのですか」というようなところまで論議した経過があるのです。ところが、今回のこの児童クラブの事業につきましても、窓口は今では児童家庭課になっておりますけれども、本来これは教育委員会の問題なのです。子供の健全育成をどうしていくか、そして放課後のかぎっ子対策をどうしていくか。これは、本来は教育委員会が真剣に考えなければいかん問題なのです。ところが、なかなかそれがうまくかみ合わない。これが行政の縦割りのものすごく弊害が出ている、大きな面なのです。市長、この点をどう思いますか。ですから、この事業が私は悪いと言うわけではないのですが、今後進めるに当たって、やはり児童家庭課と教育委員会との整合性を持たせた立地場所、これをきちっと今後は定めていく必要があると思います。

それからもう一つ私は、選挙はことしありましたけれども、去年からずっと市民の皆様から言われた点が一点あります。要するに子供さんを持っている家庭の方は、やはり今は

共働きが非常に多いのですよね。それで結局子供さんを、幼稚園や小学校の低学年の子供さんが学校を終わって児童クラブに通園をさせる。そのときに、自分の地域だからこの児童クラブに通園させたいという家族がおっても、「余りにも料金がなくて、私たちはここは利用できないのです」という方がおりました。それで私は早速、児童家庭課の課長に聞きました。聞きましたら、今、別府市の児童クラブの料金の格差、これはすごいものがあるのですが、現実には児童家庭課長、どういうふうな状況なのか、ひとつお知らせいただきと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

放課後児童クラブの利用料・保育料ということでございますが、現在、それぞれ運営形態また施設等の形態も違います。こういうことから、今現在一番安いといいますが、これは公設公営、別府市の児童館で実施をしております児童館の放課後児童クラブ、これにつきましては、条例で定めております月額千五百円とおやつ代ということで二千五百円でございます。それから、民間に委託しているクラブにおきましては、一番安い方で三千円、また一番高いところでは最高額一万二千元、こういう形態になっております。平均をしてみますと、大体六千二百二十五円というのが現在別府市の平均でございます。そういうことで私ども、やはり別府市内の児童クラブ、これは料金の均一化というのは、当然必要であろうというふうに考えております。ことしの四月、放課後児童クラブの連絡協議会がございまして、私も出席をし、そういう部分の均一化ということで、新年度に向けて要請をしたところでございます。

また、七月三十一日にこの全クラブの代表者にお集まりをいただきまして、私どものそういう方針を再度確認する中で、新年度に向けて取り組んでまいりたいというふうに今考えております。

○二十六番（原 克実君） とんでもないことだね。で、大分はどうかですか。大分の状況を知らせてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えします。

大分市におきましては、現在三千五百円ということになっております。

○二十六番（原 克実君） それは、大分は一律なのですか、一律三千五百円なのですか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

大分市におきましては、一律でございます。

○二十六番（原 克実君） ですから、ここなのですよ。本来のかぎっ子対策として児童クラブを推進した児童クラブの事業そのもの。この趣旨から考えたときには、こんなにも差があるというのはおかしいのです、実際言って。これは民営ということもあるかもしれない。そしてまた、借家ということもあるかもしれん。その条件整備をしていくのが児童家庭課であり、教育委員会ではないのですか。できればある程度、これは多少の格差は

あったとしても、やはりこれをある程度納得いけるような料金体系に縮めるのが行政の役割ですよ、これ。何のために補助金を出しているのですか。何のためにこの事業を推進しているのですか。こういう状態では、私は本来の児童の健全育成のための児童クラブとしてはなっていない、形態をなしてないと思います。

教育委員会、この点をあなた、少しは勉強したらどうですか。どうですか、教育長。

○教育次長（田仲良行君） ただいま児童家庭課の方から申し上げましたけれども、これまで、今回も南幼稚園の方で放課後児童クラブが開設されました。今、議員さん御指摘のように、これからは教育委員会も児童家庭課と連携をとりながら対処していきたいと考えております。今のかぎっ子対策といえますか、そういうふうな方面で、できるだけ市民の側に立ってやっていきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） これは本当、教育委員会は真剣に取り組んでくださいよ。これは本来は、児童の健全育成のための低学小学校の大きなやっぱり事業の一環なのです。だから、教育委員会もやはりこれは積極的に介入する責任が私はあると思う。ぜひこれを進めていただきたいと思います。

市長の提案理由の中にもありましたように、今後、余裕教室を含めて地域の交流、特に高齢者が集えるサロンができるということは、私は賛成でございます。特に校区によっては、高齢化率が三〇%を超えている校区があります。私もある校区の中から、ある教室を使わせてほしいという要望を聞いております。ところが、そこは今倉庫になっております。こういうところを整備していくなれば、学校内でまだまだ余裕のある教室は、たくさん出てくるのではないかと私は思います。そういうところを含めてこの児童クラブの事業を推進し、また世代間を越えて高齢者と子供さんたちが交流できるような場所をぜひつくっていただきたい、このように思いますが、市長どうですか。

○市長（浜田 博君） 児童クラブの関係は、今の議員の御指摘のとおり私も同じ気持ちでございます。ただ、これまでの経緯等を私も十分調査をさせていただく中で、私が公約に挙げていました児童育成クラブの放課後児童クラブをできれば校区内、学校の中にといい、空き教室を利用したい。それとあわせて、今は元気老人が、ひとりかぎかけて昼からじっと……。独居老人が多いということの実態も調べております。そういう方々が、やはり近くに歩いて行けて、そういったところで自分の趣味を生かすような、そういうサロンができないかなと。「託老所」という言葉があるかどうかわかりませんが、そういうイメージで、それもできたらそういう児童放課後のクラブの皆さん、孫みたいな方と一緒に地域で触れ合いができる、そして地域の皆さんがしっかりそれをサポートしていくという地域づくりができればいいなという気持ちから、そういう気持ちを出させていただきました。

かぎっ子対策の児童クラブについては、ぜひまた教育委員会にも意識改革をしていただくと同時に、また児童家庭課の皆さんの努力もしっかりと踏まえて、両方で連携をきちっ

ととりながら、これは地域の子供さんのために、そしてお年寄りのためにどうあるべきかということをしかりと考えていきたい、このように考えております。

○二十六番（原 克実君） どうもありがとうございました。今の市長の答弁をよしとして、今後、本当に地域に開かれた学校づくり、そしてまた、本当に地域の高齢者それから児童が喜び合えるスクールづくりというものを今後目指していただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。次は、二十ページに湯のまち別府健康21計画策定に要する経費四百三万七千円が計上されております。これについて、御説明をお願いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

これにつきましては、平成十二年三月に厚生労働省が「二十一世紀における国民健康づくり運動の推進について」というのを示しております。その中で、市民の生活習慣病や健康に対する意識の実態調査をし、乳幼児から老年期まで、各ライフステージに応じた自主的・積極的な健康づくりをするよう定めております。このため本市におきましても、アンケートを集計し、一般や専門家の意見を聞きながら策定しようとするものであります。

○二十六番（原 克実君） 策定するスケジュール、これについて御説明願います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本定例会で議案が議決されますと、七月に早速委員会を立ち上げたいと思っております。委員会は、学識経験者や議会、それから一般の公募によりまして、約十六名を予定いたしております。来年の三月までに作成の予定であります。

○二十六番（原 克実君） これは本来健康増進法、これは、ことしの五月一日から健康増進法ということで施行されたわけですけれども、本来は、これは医療制度の改革の一環としての位置づけで推進をしているわけです。ですから、今、課長が申し述べた内容が含まれているわけですけれども、実はこれ、私たち別府市にとっては大きな一つのテーマだと思います。これは、以前、別府市も平成二年から六年まで、五年間かけてやはり国民健康保険事業の一環としてヘルスパイオニアタウン事業、これを推進しました。このときに私は、五十八年にこの議席をいただいたわけですから、昭和六十年、六十一年、六十二年あたりからこのヘルスパイオニアタウン事業を別府市として導入してほしいということで、この議場で訴えてまいりました。なかなか別府はそれに腰を上げなかった。その後、大分県で日田市を中心にいろんな市町村が立ち上げをして、別府も平成二年から三年計画で、国が、あの当時は被保険者が一万人から五万人未満を、たしか三百万ぐらいの補助金をいただいて三年計画でやったのを、さらに二年延ばして五年計画で取り組んだ経過があるのです。この経過を見たときに、果たして事業そのものが別府市のためになったのかなってなかったのか、全然わからないまま終わってしまった。その後もこのヘルスパイオニアタウン事業をそのまま継続して推進したかということ、これがちょっとあやふやになってきておる。



今回も、せっかく国が健康増進法として制定をし、地方がこの健康づくりに対して一つのテーマ、大きなテーマを設けて取り組もうとするならば、これは二十一世紀に向かって私たちの国民の健康を思うときには失敗するわけにはいかないわけです。ですから、この法律をもととして別府がこの健康増進……、名前は何といいますか、「湯のまち別府健康21計画策定」計画ですね。非常にタイトルも大きいです。これをするためには、この審議会のあり方、これにやはりよほど神経をとがらせて今後進めていく必要があると思うのです。その内容は、一つはどういうことを私が申し述べたいかといえますと、要するに一つは、別府は温泉都市でございますから、温泉を十分に活用する温泉療法の確立をこの時点で私はしっかりとする必要がありと思うのですが、この点はどうですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

議員さんが今おっしゃられました温泉の活用でございますが、現在、別府市では保健事業といたしまして、「温泉スマート教室」というのを利用しております。これは、浜脇湯都ピアやテルマスで運動や水中歩行によって非常に体重が下がったとか血糖値が下がったとか、そういう非常にいい結果が得られていますので、こういう温泉活用をこの中にも取り入れてやりたい、このように考えております。

○二十六番（原 克実君） 利用していることは、わかるのです。わかりますけれども、まだまだこれだけ豊富な温泉を利用して健康づくり、それから健康予防に、予防医学として利用しているのはほんの一部なのです。ですから、これをするには、本来別府市が取り組むテーマとして、やはりこの健康づくりの運動の中核となるヘルスサポーターの養成が必要になってくる。要するに専門の指導員、これを養成しなければ、いかに別府市が増進法に基づいて健康づくりを推進しようとも、机上のものに終わってしまう。ですから、これを国は、二〇一〇年まで何とか健康増進法によって国民の健康、これを進めていこうということですから、別府市もせっかくこの策定をするに当たって、やはり温泉を利用する方法、そのためには、現在、温水プールがあります、それから北浜温泉があります。それから浜脇の湯都ピアの活用をどのようにするかということ、やっぱりメニューづくりをしていく必要は私はあると思います。

もう一つは、そういうふうヘルスサポーターの養成をすると同時に、これは今回大分県が第二期として策定をしました高齢者保健福祉計画それから介護保険事業支援計画、これにも通ずるものがあると思うのです。そのためには、やはり健康づくりや痴呆などの機能回復訓練に役立つ音楽療法もこういう健康づくりのメニューの中に取り組む必要があると私は思うのです。そして、これをどのように今後進めていくかというのは策定委員会が策定するわけですが、やはり私たち市民が関心を持ち、どのように運用していくかということが一番大事なのです。ただ、その年次計画の中でいつも別府市がだめなのは、

「しり切れとんぼ」と普通は言いますが、いつの間にやら消えていってしまう。

それをさせんためにも、やはり私は、行政評価制度の導入をしていく必要があると思うのです。要するに年次計画の二年なら二年、五年なら五年の中でどのようにこの健康づくりが推進していったかということ、つづさに行政評価制度を導入してやっていく必要があると私は思います。

それから一つは、健康なまちづくりを目指すためには、やはり「湯のまち別府健康宣言都市」、このような形でやはり別府市は温泉を利用し、そして明るいまちづくり、健康なまちづくりのために市民一体となって健康宣言都市をしていますよということを私はする必要がありますと思うのですが、この点どうですか。前回、私は、昭和六十二年にこれを提言しましたけれども、行政はそれを取り上げませんでした。今回は、私はいいチャンスだと思いますが、その点いかがですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 今、議員さんからいろいろ御提言がありました。もう非常に私ども、身につまされる気持ちであります。

今、議員さんから言われました温泉を利用した宣言をしたらどうかということでございますが、この件については、内部で十分検討させていただきます。

○二十六番（原 克実君） 何かわかったようなわからんような答弁をいたしましたけれども、要は一番大事なことなのです。このテーマは大きなテーマですし、別府市が今後健康ということに対しては、やはり最大の行政の問題としてこれは進める必要があるわけなのです。ですから、私が言っている。だから、宣言都市をまず制定して、それからどのように取り組んで、どのように評価をして二十一世紀に向かった新しいまちづくりをしていくかということが大きなテーマになるわけですから、それを言っているわけです。ですから、ぜひ私が今まで申し上げたものを含めて前向きに進めていただきたいと思います、このように思うわけです。これは、また教育委員会に言うかもしれません。目標を定めるかもしれませんけれども、健康づくりは、やはり小・中学校、それから高校生を含めた学童にも大きな問題があるのです。今、一番学生の中でアレルギーの問題ね。これはシックハウス対策、今、政府も進めておりますけれども、非常にアレルギーの子供が多くなった。それは何かといいますと、やはり食生活それから体力、そういう問題から非常に児童そのものの皮膚とか体力が弱ってきている。運動不足とかいろんなことがあります。そのために一つの三大アレルギー症と言われるようなぜんそくとか花粉症とか、それからアトピー皮膚炎、こういうものがだんだんふえてきているのは、もう現実なのです。ですから、教育委員会もこの健康増進については、私は、学校教育の健康診断の中に取り入れて大々的にやる必要があると思います。ですから、この健康増進法に基づいて別府市が、別府市全市民を挙げてこの健康法に取り組む必要があると思いますので、その方法は、今後審議会そしてまたそれを運営する方法にかかっておる、このように思いますので、ぜひこれは強力に進めていただきたいと思います。私は要望して、議案質疑を終わりたいと思います。

○十九番（山本一成君） 私は、一点だけちょっとお聞かせを願いたいと思います。

市長の提案理由の説明の中に、教育の関係ですが、「三十人規模の学級の実現に向け、まず義務教育の入り口である小学一年生から取り組んでまいりたいと考えています」という文言がありますが、これはもう決定事項か。決定事項なら、いつからやるのか。

○市長（浜田 博君） 決定事項ではありません。ただ、私の提案理由で説明した中に、「三十人規模の学級に、まず入り口である一年生から実施したい」ということで、今、準備を始めて、県との協議も始めております。そういう方向です。

○十九番（山本一成君） 決定事項ではないということです。では、もう県との協議は進めていると。内部協議は、どこまで進んでいるのでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

この件につきましては、かつて私もこの議会で答弁させていただいたことがありますが、文部科学省は、これは進めないということでした。その後、規制緩和といいますが、県の教育委員会と協議してやるようにというふうになったわけですが、今、全国で、ある雑誌を見てみますと、相当数の都府県、もちろん市町村もあるわけですが、そういうところですでに実施しているところもありますので、今それを調べながら、県の方の担当者とも話し合いを進めているところであります。

○十九番（山本一成君） 今、教育長から発言がありましたけれども、先の議会だと、「県との協議は非常に難しい」という発言がありましたが、その後、進展があったのですか。

○教育長（山田俊秀君） その後、担当者が、今度新年度になりまして、話し合いを先般しましたけれども、なかなかクリアしなければならん問題があるというふうには聞いております。

○十九番（山本一成君） ということは、県との協議は進展してないということですね。内部協議としては、どこまで進んでいるのですか。

○教育長（山田俊秀君） 担当課を中心にいたしまして、それぞれクリアができないというところがありますけれども、すでにほかの都道府県でやっているところがありますから、どういうふうにしてクリアしているかを、その情報を収集して、それをもってまたさらに県と交渉してまいりたいというところで内部協議はいたしております。

○十九番（山本一成君） では、まず県の問題をクリアして、内部でやると。もしクリアできない場合は、どういうふうに……、それからまた考え直すのですか。（発言する者あり）

○学校教育課長（利光弘文君） ただいま、各都道府県はどのような状況であるか、そういうことを調べている状況でございますし、三十人学級にするためには県とどういうことが事前協議で必要なのかということは今調べている段階でございます。

○十九番（山本一成君） ということは、全く進んでないということなのだ。一步も前進してない。では、例えばここまでやっているかどうかわかりませんが、三十人学級をやったときに、別府市でどのくらいの教室がふえて、どのくらい予算がかかるのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

平成十五年度、今年度でございますが、五月一日現在の児童・生徒数で試算をいたしますと、仮に小学校全部の学年を三十人学級にしますと、五十一学級ふえます。中学校では二十六学級ふえるようになります。合わせて七十七学級、これは全小・中学校であります。費用を試算してみますと、小学校では約二億円、中学校では約一億円という試算をしております。（「一年生だけだと、どうなる」と呼ぶ者あり）一年生では、九学級ふえまして、三千五百万円の経費が必要になります。

○十九番（山本一成君） 例えば今の市長の提案が、とりあえず一年生から取り組んでいきたいという提案。今聞きますと、県との協議もまだわからない。それから考える。ということは、これは市長にお聞きしますが、今までの流れからいって県との協議はたぶん無理でしょう。そうしたときに、市の単費でもやる意思があるのかないのか。

○市長（浜田 博君） 私がこの問題を提案理由に出した理由の中に、もう議員は御案内のとおりだと思いますが、四十人の学級編制から少人数学級に移行するという部分は、国も非常にこの点は認識しております。そのことから、今全国では少人数学級がどんどん実現をして、大分県でも県教委の中で主体的な取り組みをやっていただいております。大分県全体を見たときに、実際にはもう三十人以下の学級の実態が、もう六十数%実現している。ただ、大分、別府の両市が、非常にまだ人数が多いということで、非常に県下の子供の中でもバランスがとれてないという部分は、御案内のとおりだと思います。そういう意味で私は、今四十人学級、少人数学級の位置づけが、例えば少人数学級でしますと、教科によって少人数にするという部分ですね。私は、一年生というのは、生活集団、学習集団というのは同じでなくてはいけないという基本的な考えを持っています。そうしますと、やはり四十人を抱えて本当に個人一人一人に行き届いた教育ができるのかといった問題、さらには今の経済環境とか家庭環境とか地域の環境を考えたときに、四十人学級、なぜ別府の子供だけがそういう状況下に置かれて教育を受けなくてはいけないかという観点に立ったときには、できればやっぱり三十人規模の学級に一年生からすべきではないかという私の考えです。ただ、県との協議が難しいとか、法律的には国が法律化しない限りは、それはできないわけですよ、正式な三十人以下学級の法律は適用できないわけです。だから、九州市長会でも私も提言をして、九州市長会では大分県や宮崎、沖縄県が賛同いただいて共同提案をして、全会一致で全市町村、全市が、この問題は国が当然やるべきだということで、要請書の議決も今回いただきました。そういう方向でぜひ自治体も精いっぱい努力

をしているという部分で、別府市もできればそういった県教委を含めてお願いをしていきたい。法律化に向けて努力をすると同時に、当面、私は、別府・大分の子供たちにとってどうあるべきかという観点で、できれば別府市独自でも三十人規模の学級に一年生からできないかというのが、私の希望でございまして、そういう形でこれから進めていきたい、このように考えています。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○二十四番（泉 武弘君） 今、市長が、教育の方針について行政当局の長として言及していますけれども、私が、教育基本法を読ませていただいたときに、教育の中立性、独自性というものを教育は損ねてはならない。その教育の方針については、教育委員会がその方針を決めるというふうに、たしかなっているはずなのですね。

そこで、今の質疑を拝聴いたしておりますと、本来、教育委員会が三十人学級にすべきかどうかという議論をすべきであって、教育委員会に建議すべき立場が教育長というふうに教育委員会の規則で決まっているわけです。これに市長部局の市長が、三十人学級の実現を目指すというのは、私は、教育委員会の教育審議事項への介入ではないかということを実は非常に危惧するわけです。ここらを議長として整理をして、本来どちらがこの三十人学級に答弁すべき分野なのか、これを整理してから答弁をさせていただきたい、このことをお願いします。

○議長（清成宣明君） 暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分 休憩

午前十一時三十八分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

ただいまの二十四番議員の議事進行上の発言について、市長より答弁をお願いします。

○市長（浜田 博君） 今、泉議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

私は、山本議員に教育問題に対しての質問の答弁を求められましたので、私は、教育に関しての思いを述べさせていただきました。教育委員会の独自性、主体性というのは、当然尊重する。それは認識をいたしております。今後、その点については、私はしっかりと踏まえて答弁はしたいと思います。

○十九番（山本一成君） いいでしょうか。本来の質問者に戻ります。（笑声）

今、市長の思いはわかりました。私が言いたいのは、三十人程度の学級に反対しているのではないのですよ。それは誤解をせんようにしてください。反対ではありません。ただ、私が、市長がこの提案理由の中でもう活字になって出てきたということは、この活字がひとり歩きするのですね。市長の発言はそれだけ重たいということです。だから、私はあえて言わせていただければ、まだ県との協議もクリアできてない、実質に来年か再来年か、実現に向けてまだめども立ってないという段階で、市長の思いはわかりました。思いというのとこの提案理由というのは、若干違うのではないかな。やっぱり市長の発言というのは、

それだけある程度市民に希望を持たせる発言でありますので、夢を売るのは結構ですが、もう少し具体化して、実現のめどが立って初めて、こういう文章にしてやるべきではないかな、私はこういうふうに思いますので、要望して終わります。

○二十五番（岩男三男君） 私に来るとは思っていませんでしたので……。それでは、特別会計について簡潔に触れてみたいと思います。

まず、別府市の国民健康保険事業特別会計の中から、これは六ページですけれども、この中に高額医療費共同事業負担金というのが計上されておりますが、この内容について説明を求めます。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

高額医療費共同事業についてですが、高額な医療費について県単位で費用負担を調整しようとするものです。その中で国保からの拠出金それから県の補助金、これを財源としまして、連合会が実施主体で昨年までやっておりましたが、今回、制度が改正されました。国保の財政基盤を強化するという目的で、平成十五年度から十七年度までの間の措置として、対象医療費を従来の八十万円から七十万円に引き下げることによって事業規模を拡大したものです。その際、国保の拠出金に対して国それと県が四分の一ずつ負担をするようになったもので、今回、拠出金それから国・県の負担金、それから交付金の補正をお願いしているものでございます。

○二十五番（岩男三男君） 国・県の四分の一の補助があって、こうした共同事業負担金というものを負担しながら国保の運営をしていくということで、今まで高額医療費が八十万であったものを七十万に引き下げて支給できるということで、これは大変いいことだと思います。

さて、そうした中で十四年度の決算見込みについてどのようになっているのか。かつて国保といえば繰り上げ充用でこうした予算が上がってくると、必ず事業費ではなくして、この六月議会は何か計数合わせみたいな議案が上がってきたのですけれども、ここに来てこうした予算が上がってきたということは、大変いいことです。

あわせて、平成十二年から始まりました基金一億三千万、そして現在、五億まで基金が積み立てられている。この基金については、平成十四年度もこの基金が同じように、三年間で約五億の基金が積み立てられたと聞いておりますが、その内容と、十四年度も基金の上積みができるのか、この点について質問いたします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

これまでに基金は、議員おっしゃるとおり五億二千万程度の保有をしております。しかし、平成十四年度の決算の速報値で言いますと、収入から繰越金それから積立金を除いた単年度の経常収支ですが、これがマイナスになってきております。そういったことから、これから先、所得が伸びるといった明るい材料も見当たりませんので、かなり厳しい財政

状況が続くと思っております。そういった中で、時にはこの基金も活用しながら、できる限り長期に安定的な事業運営をやっていきたいというふうに思っております。

○二十五番（岩男三男君） 三年間は基金ができたけれども、今回は見通しができない。会社のリストラとか不況、多くの倒産の中で基金を取り崩さずに運営できる、これだけでも課長初め担当者の努力だと思えます。

さて、そうした中で先般の新聞に、出産育児一時金三十万円、市が今月から立てかえということで、委任払い制度の導入を図っていただき、大変感謝をいたします。かつて我が党の原議員も、また公明党から何度かこの件を要求してきました。これが実現できるようになったということは、大変感謝いたします。そうした中で、今までの提案で八割まで出産の貸し付けを行う、このような事業がありましたけれども、この出産育児一時金三十万円を委任払いにするのと、この八割の貸付金、これは並行して使用できるのか、あるいはこの制度を廃止するのか。この点について答弁をお願いします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

別府市の国民健康保険の被保険者が出産をした場合、出産育児一時金として三十万円を支給しております。この支払いには、出産後、少なくとも二週間以上かかることから、被保険者は退院時に分娩費などを用意する必要があります。そういったことから、少しでも安心をして出産を迎えることができるようにということで、別府市が直接医療機関に払う受領委任払い制度というのを、ことしの六月から医師会それから助産院の協力を得まして始めました。そうした中、平成十三年度の七月から出産までに費用が必要な方の貸し付け事業もやっておりますが、これは、これまでどおり行いたいというふうに考えております。ただ、この貸し付け制度を利用した方につきましては、委任払い制度は利用できませんので、どちらかの選択ということになります。

○二十五番（岩男三男君） 選択方式ということで、この件につきましては私の当該委員会でございますので、また細かいことについては委員会でお聞きしたいと思います。

もう一点だけ。二十四ページに、これは一般会計補正予算ですけれども、実相寺中央公園整備に要する経費と鉄輪地獄地帯公園整備に要する経費が上がっております。これは、歩道の整備ということだと思えますけれども、公園緑地課長、間に合うでしょうか、突然で申しわけありません。公園の整備、園路の整備に要することだと思うのですけれども、特に実相寺中央公園、竹の伝統産業会館の北側部分の山林の通路だと思うのですけれども、その説明とあわせて、鉄輪に向かうバス路線の間に民間の所有地があります。こうした通路を整備していくと同時に、公園の安全確保のためにこの民有地の所有者の理解を得て、この場所を少し下刈りをするなど、明るくしていただきたいと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

議員さん御質問の実相寺中央公園の園路整備でございますが、それは議員さんがおっしゃいましたように、伝統産業会館の前の、今、雑木林がございますが、その園路の整備でございます。それから、先ほど上の通りの私有地、そこが木が生い茂っているので、そこを何とか地権者の方の御理解を得て少し明るくするよという御意見でしたけれども、あの部分につきましては、ちょうど都市計画道路の拡幅地に当たっております。そして、実際は公園区域ではございませんが、ちょっと都市計画課の方とも相談いたしまして、地権者の方にお聞きして、そういうことが可能であればやっていきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） その都市計画道路にかかわる部分というのは、承知の上でお尋ねしているわけです。特にこの部分を整備していただくということは、強風、風が吹きますと、あの実相寺の縦通りを下がっていくと右側、伝統産業会館の付近の住民は、大変な枯れ葉、落ち葉、枝、もうそれこそ山積みのように吹き飛ばされますので、これを整備していただくのは大変ありがたいことですが、自然を残したままするという思いでしょうけれども、今、冒頭に言いましたように、次長、私有地であり拡幅路線であるということは百も承知の上で、そうして危険、最近非常に性犯罪等もろもろを含めて事件が頻発しております。この公園の園路を整備することによって、やはり見通しが効くような方向、そうしたものに組み込んでいただきたいと思うのですけれども、もちろん私権にかかわる部分もあるでしょうけれども、そうした明るい公園づくりということで努力をしていただきたいと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

議員御指摘の場所につきまして、実相寺中央公園または弓道場、もろもろの施設がありますその西側と認識しております。先ほど課長が答弁いたしましたように、私有地部分は、確かに都市計画街路の拡幅部で公園用地ではありませんので、未買収地となっております。この土地につきましては、地権者が東京の方でございます。私どももその辺は承知いたしております、以前にもそういう申し入れをした経緯がございます。早速、議員御指摘の部分につきまして相手方に連絡しまして、もし切れない場合は市が切って、またその費用につきましては請求するというような感じになると思っております。

また、公園整備につきまして、明るい、まず死角にならないような公園整備を、樹木、自然を残した手法で、なるべく道路から死角にならないような公園整備に努めてまいりたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） ありがとうございます。

さて、そうした中で鉄輪地獄地帯公園、これは今までも議会で再三申し上げましたけれども、大変に子供たちが遊ぶ遊具を入れまして、今、別府で一番人気のある公園とも言われております。幸いにして消防署もあそこに移転しております、監視体制というか、別に監視ではないけれども、二十四時間消防からあそこが見えるという場所で安全性も高い



と思っております。トイレも水洗で、障害者も利用できるトイレを設置していただきました。そうした中で、ここも園路の整備ということですが、この鉄輪地獄地帯公園は、この工事をするによってどの程度の完成度になるのか。最終的完成はいつごろを見込んでいるのか、その点をお願いいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今年度、今、補正でお願いしている部分は、横断道路に面したところの未整備地区の園路整備ということでございます。それから、その一部分につきましては、ちょっとまだ民有地の未買収箇所がございますので、その辺につきましては、鋭意努力してまいりたいと考えております。

それから、今、事業認可をとっている部分のちょうど八ピリの前の部分ですか、そこから上の部分を、用地買収は済んでおりますけれども、未整備になっております。事業認可は、一応来年できるようにはなっておりますけれども、来年度からまた事業認可を二、三年延ばしていただきまして、上の部分の整備に着手したいと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 最後に、これは要望ですが、やはり公園、これは市長、別府市の場合は非常に噴気が多くて、特に鉄を用いた遊具、これは非常に危険性が高い。公園緑地課としてもある程度点検はしていると思っておりますけれども、細心の注意を払って各公園の整備そして点検、こうしたものに十分配慮していただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後 一時 零分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○七番（猿渡久子君） まず、一般会計補正予算の十ページ、児童クラブ補助金の追加額について質疑をしたいと思います。

先ほど論議がありまして重なる分は省きますけれども、やはり料金の件でも保育料の件でも、民間のアパートなどを借りて、借家を借りて運営しているところが、借家の家賃がかかるので保育料がどうしても高くならざるを得ないという実情があると思っておりますので、その辺のところを校内で安全に通えるところをとということを重ねて教育委員会の方をお願いをしたいと思います。その点は要望にとどめます。

この児童クラブの件で、やはり指導員さんの研修ということも大事になってくると思うのですが、その点どうなっているのか。また、ないところがまだ二カ所ありますが、二校か三校あるわけですが、どこにまだ設置がされていないのか。ないところについては、今後早急に整備を進めるべきだと思うのですが、その点どのように計画がされているのか。

もう一つ、障害児の受け入れですね。今、障害を持っている子供さんを持つ家庭でも、お母さんが仕事に出ないとなかなか生活が大変と、不況の中でそういう状況が進んでいますので、障害児の子供さんの学童保育、児童クラブの要求というのが非常に高まっていますけれども、障害児に対する補助というのが少なく、今大変だという状況が聞かれますので、その点の現状どうなっているのか。今後さらに充実をして障害児を受け入れやすくしていかないといけないと思うのですが、その点のお考えを聞かせてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

三点あるかと思えます。まず指導員の研修ということでございますが、現在、毎月一回、指導員の方々が自主研修という形で夜集まって研修をしております。私も何度かその中に出席をさせていただきました。指導員の方々またクラブの皆さんの意見、こういう部分も聞いております。十五年度からは午前中に毎月一回研修をするということ为先だでの総会の方で協議をされたところでございますし、今、指導員の皆様方には身分が確定しないまま、大変厳しいといいますが、そういう雇用条件のクラブもあるようでございます。こういう部分、先ほどの事業の内容、保育料の件を含めて協議を今後してまいりたいと考えております。

それから、未設置の場所というところでございますが、現在、今年度設置をされますと、先ほど御答弁させていただきました、十三校区になります。東山はございますが、東山を除きますと、北校区、青山校区が未設置でございます。これにつきましては、早い時期に教育委員会とも協議をしながら、設置に向け努力していきたいというふうに考えております。

また、障害児の件につきましては、現在五つのクラブで十一名の障害児の受け入れをいたしております。今年度から障害児に対する補助金制度というものが見直されまして、昨年度までは四名以上受け入れた場合には国の補助事業の対象になったということでございますが、今年度から制度が変わりまして、今、二名以上受け入れるクラブに対しては年額六十九万六千円の支給という制度になりました。また、一名につきましては、県の児童クラブ障害児受け入れ事業として月額一万円を加算をしているという状況でございます。この障害児につきましては、身体また知能、精神という、この障害の三種類ございますが、子供におきましては、やはり身体、知能が主でございますし、学校を終えて、やはりそのまま児童クラブに行くということからしますと、位置づけ的には軽度の障害児ということでございます。そういうことで各クラブ等におきまして、健常児と一緒に過ごせる児童クラブというあり方をすべて、私ども、総合的に話し合いの場を持つ中で受け入れもしていただくというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 未設置のところは、早い時期に努力をするというふうな答弁でしたけれども、今ある校区でも、一カ所ではなかなか足りないというふうな状況もあると思

いますので、一校区に二児童クラブというふうなところもふえていっていますけれども、今後さらにそういうことも含めて充実をしていただきたいと思います。

それと障害児の問題では、一名のところは月一万円の県の補助ということですので、一万円でどの程度できるかという非常に厳しい現状があると思いますので、やはりその障害を持つ子供さんと健常の子供さんを、安全に安心して親御さんが預けられる状況を整えるためには、さらに今後、県にも働きかけるし、市としても充実の方向で努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、教育委員会の関係で補正予算の二十七ページ、青山中学校の施設等調査に要する経費五百五万二千元というのが上がっていますけれども、これに関して質疑をしたいと思います。

私は、これまでも一般質問などでも青山中学校の校舎の問題、建てかえあるいは改修を早く進めるべきだと、特に体育館の建てかえについて何度か質問をしてきたわけですが、学校側の皆さんや地域の方々、超党派の議員さんなどで働きかけも行いまして、こういう方向に向かってきているわけですが、この調査委員会を設置をするというふうにお聞きをしていますけれども、調査委員会の構成はどういうふうになるのか、何を調査する委員会なのか、どの程度の時期をめどに、いつごろまでに検討し調査をするのかということをご教えてください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今回議決をいただきますと、仮称ですが「青山中学校建設等検討委員会」、これを設置したいと考えております。今、御質問の構成につきましては、設置要綱で学識経験者それから市民代表、この市民代表には議会関係者それから市民公募による委員さん、それと学校関係者、この中には昨年陳情いただきました「青山中学校建設委員会」、こういう方々にも入っていただこうかな、そういうふうを考えております。人数については、十五人以内を考えております。

それから、何をということでもあります。これにつきましては、新築するのがよいのか、それから、今のところで改装するのがよいのか。またそれに伴う財源、ここら辺について検討していただく、そういうふうなことを考えております。

それから、いつごろまでということでもあります。これにつきましては、今年度公募をするということで、市報等で委員さんの募集をするということもありますので、今年度については三回程度会議を開こうかなと思っています。それから、二、三年かけてどういうふうな形で計画を、基本構想というふうな考え方を持っておりますので、それを教育委員会の方に建議していただく、そういうことを考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、委員に学識経験者や市民代表、学校関係者というお話がありましたけれども、この検討する中で、内容によっては子供たちの意見を聞く場というのも

必要ではないかなと思うのです。今、いろいろなところでトイレが、学校のトイレが汚くて、古くて、それをとても新しく利用しやすい、きれいなトイレに改修しているというふうなことが聞かれますけれども、そういう中でも子供たちの意見を取り入れて改修しているというふうな話も聞きますし、以前、制服を変えるときに子供たちの意見も聞いたりしながら検討したという経過もありますので、我々大人の感覚と実際に利用する子供たちの感覚というのは随分違ったりしますので、アンケートなり何かのときには子供たちも呼んで、生徒会の代表などの意見を聞くということも必要ではないかなと思います。

その点と、二、三年かけてこの検討委員会で検討・調査をというふうなめどだというお話だったのですけれども、実際に保護者の方や学校関係の皆さんがとても関心が高いのは、いつごろから建設の着工にかかれるのか、いつごろになったら新しい校舎で子供たちが生活できるのかなということに非常に関心があるわけですが、その点、着工時期は大体いつごろまでにしたいということなどは、まだ具体的には言えないかと思いますが、どのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

最初の分の子供たちの意見、そういうことでありました。今回、設置しようといたします検討委員会、これの設置要綱の中で関係者の出席という規程を設けるようにしております。この中で必要があればそういうことも対応可能ではないか、そういうふうを考えております。

それから、アンケートの分につきましても、検討委員会の中でアンケートすることが必要だ、そういうふうな判断が出れば、そこら辺についても対応していきたいと思っております。

それから、もう一点の、実際にいつごろ着工するかということでもあります。現在、別府市におきましては、学校規模の適正化ということで旧市街地、学校の統合をやっております。これにつきまして、残る四校について今現在準備をしているところでありますが、これの一定のめどが立つまで、そこら辺が一つの今の着工時期のめどになるのではないかと、そういうふうと考えております。ただ、先ほど言いました財源問題についても検討するというので、PFIについても検討していこうかな、そういうふうと考えておりますので、国庫補助金を伴うPFIそれから伴わないPFI、いろいろあるようにありますので、それによっては着工時期が若干ずれる可能性があると考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、校舎の廃止年限、処分年限というのが鉄筋コンクリートで六十年ということで、そういうこともあるようですけれども、いろいろな方向を検討して、できるだけ早く改修あるいは新築になるのか、その辺も含めての検討ですけれども、なるべく早く実現できるようにお願いをしたいと思います。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたし

ます。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、お手元に議案付託表を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時十四分 散会